

平成27年9月9日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 原田 希 5番 寺崎 太彦 6番 漆原 悦子 7番 井上 正宣 8番 吉富 隆 9番 碓 勝征 10番 大川 隆城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 米 本 善 則 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 北 島 徹 まち・ひと・しごと創生課長 小 野 清 人 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 住 民 課 長 福 島 敬 彦 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成27年9月9日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
7	9番 碓 勝 征	1. 古墳公園について 2. 固定資産台帳の整備について 3. 請願道路について

日程第2 議案審議

議案第42号 上峰町総合計画審議会条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第43号 上峰町国際交流推進委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第44号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第45号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第46号 平成27年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第47号 平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第48号 平成27年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第49号 平成27年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第50号 平成26年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第51号 平成26年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第52号 平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第53号 平成26年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 議案第54号 平成26年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 議案第55号 上峰町防災行政無線施設（同報系）整備事業の請負契約の締結について

日程第16 議案第56号 上峰町議会会議規則の一部を改正する規則

午前9時30分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（大川隆城君）

日程第1. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

9番碓勝征君、お願いいたします。

○9番（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。9番碓勝征でございます。議長より許可をいただきましたので、一般質問をいたしたいと思っております。

今回、決算に伴い、今議会へ健全化判断比率報告が出されました。実質公債費比率、将来負担比率、それぞれ下がりました、早期健全化基準、財政再生基準を脱却したかと思っております。この結果、新規事業等の抑制なり、人件費、とりわけ職員の定数、採用抑制など、議会の理解なり、執行部の努力のたまものだと敬意を表します。

そこで、健全な財政運営に関する条例がございますので、これをもとに、今後、適正なる、真に住民のためになる事業等を実行していただきたいと、そういうふうに思います。

それから、今回、庁舎内に観葉植物の配置をいただき、ありがとうございました。

それでは、通告順に従いまして一般質問を行います。

まず、古墳公園につきましてですが、現在の維持管理状況はということでお尋ねをしたいと思いますというふうに思います。

次に、行政報告によりますと、今回、固定資産台帳の整備について、町有資産の抽出作業がされておるようでございますので、この流れ、推移を、進捗ぐあいをお尋ねしたいというふうに思います。

次に、請願道路についてでございますが、これはまさに長年の懸案道路でございます、坊所、三上地区道路整備の改良計画の進捗ということでございます。

これは先日、7月に陳情等もございましたので、それを受けながら今後の計画等をお尋ねしていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、古墳公園について、執行部の答弁を求めます。

○文化課長（原田大介君）

皆さんおはようございます。碓議員の古墳公園について、維持管理状況はとの御質問です。

私のほうからお答えさせていただきます。

古墳公園につきましては、皆さんも御承知のとおり、平成25年度までは前企画課財政係の所管ではございました。平成26年度より町の歴史公園として、正式名称は古墳公園となりまして、教育委員会の所管となっております。現在は文化課で維持管理等を行っているところでございます。

通常の維持管理業務としましては、平成26年度以降、シルバー人材センターへ作業を委託しまして、年4回の定期的な下草の伐採、植え込みの剪定などの作業を実施しております。これに加えて、平成26年度につきましては、古墳公園北側の桜の木の枝が、北の病院ですが、病院敷地まで伸びておりましたので、その部分の高枝の伐採業務を町内業者に委託しております。また、26年度につきましては、設備の整備工事といたしまして、古墳西側の町道からの乗り入れ口にスロープが整備されておりますが、その部分にステンレス製の手すりの設置を行いました。また、26年度につきましては、桜やツツジの季節に合わせて、4月、5月と翌年の3月の3カ月間、県道側のフェンス2カ所の出入り口を開放しまして、あわせて簡易トイレを公園内に設置し、お花見などでこの公園を訪れる方々へ利用していただいております。

本年度につきましては、年4回の定期的な伐採、剪定などの作業のほかに、公園西側の町道敷のほうへ伸びました桜の高枝の伐採業務を委託しまして、8月中旬に完了しているところでございます。加えて、本年度は、県が実施しておりますさが段階チャレンジ交付金事業に地域住民団体が提案された都紀女加王墓と古墳公園の草刈り、清掃などの軽作業を通した環境美化ボランティア活動が採択の内示を受けております。この活動につきましては、10月から作業が行われる予定となっております。ボランティアの活動に係る事業費の町補助金を今議会に補正予算として計上させていただいているところでございます。

以上、古墳公園の維持管理につきまして、私のほうから御報告とさせていただきます。

○9番（碓 勝征君）

課長のほうからは、それぞれ26年度の対応なり等々が御報告ございました。私はこの御陵公園、現在、古墳公園でございますけれども、平成24年9月から一般質問等々を行い、皇族の御陵である都紀女加王御陵と古墳公園についての存在の経緯なり、それぞれ整備なり等々を質問してまいりました。結果、公園内の整備、雑木の伐採なり、地盤整備等をいただきました。それから、フェンス工事の張りかえ、出入り口の2カ所に設置と簡易トイレの設置、それから、西入り口からの手すり等の設置もいただきました。それから、御陵と公園の、いわゆる存在を示す案内板の設置につきましても、県道側に設置をいただきました。

今回、バス停の名称変更がなされたということで、町長の行政報告の中に「古墳公園前」、いわゆる「坊所」バス停の名称から「古墳公園前」に変更ということに町長のほうから報告が紙面ではございましたけれども、何か少し名称が変わっておるというようなことでござい

すので、ここら付近、確認でございますけれども、ちょっと課長のほうからお伺いしたい。

次に、バス停の上部の屋根が破損していたんですけれども、これは今現在、きれいになったんですけれども、これはどちらのほうで対応されたのか、それをちょっとお伺いしたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、町のメイン通りにある御陵、陵墓、いわゆる古墳公園でございますので、今後の維持管理につきましては、今、課長のほうから申し上げられましたけれども、私も今回、奉仕団の関係者になります。そこら付近の維持管理のあり方と申しますか、そこら付近も若干お伺いしたいと思います。

とりあえず、今申し上げたことから一、二点を課長のほうからちょっと返事をいただきたいと思います。

○文化課長（原田大介君）

バス停の名称の変更につきましては、今年度になりまして、企画課と私どもで協議を行い始めました。それで、その結果、幾つかの案を、試案といいますか、事務レベルで案を出しまして、それらに基づきまして、5月7日にバス停の名称変更に伴いまして宮内庁のほうへ事前協議の申し入れをしております。その中で、5月7日に都紀女加王墓直近のバス停名称の変更計画に伴う事前協議のお願いということで、宮内庁の書陵部、桃山陵墓監区事務所の担当の方に文書を差し上げております。その担当の方から、口頭でございますが、一応バス停の名称につきましては、「陵墓」とか「都紀女加王墓」とかいう名前、直接な名前じゃなければ、仮に、例えば「都紀女加王墓前」でも、「都紀女加王墓」そのものではなければ支障はないというようなお答えを口頭でいただきましたので、その旨、企画課のほうに回答いたしまして、その後はちょっと私もあれですが、今のまち・ひと・しごと創生室のほうでバス停名称の変更につきましてはバス会社のほうと協議をされていると思います。

私のほうから、バス停の変更につきましては以上です。

それから、2番目の奉仕団の活動の内容でございますが、これにつきましては、都紀女加王墓と古墳公園を中心に環境美化をやっていただくということが第一の趣旨でございます。それで、その環境美化に伴いまして、観光アドバイザーを招致しまして、こういった活動を通して、こういったものがここにあるんだよということをどうやってPRしていこうかといったPRに関する研修をあわせて行いながら活動を広げていきたいと考えられているところでございます。

以上です。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

おはようございます。ただいまバス停の名称につきましては文化課長が申し上げたとおりでございます。

また、バス停の屋根の修復という御質問ございましたが、当町では行っておりませんので、

西鉄バスが行われたものというふうを考えております。

また、西鉄バスとの協議の件でございますが、現在、協議を行っております、内容としては、バス停の表示板の変更、また、バスの中にあります表示関係のつくり直し、アナウンス等のつくり直し、そういうことの経費はどのくらいかかるものかという見積もりを現在徴取しているという状況でございます。

以上です。

○9番（碓 勝征君）

そうしますと、バス停の名称は「都紀女加王墓前」というふうなことで落ちつくんでしょいかね。そこら付近、まだはっきりしていないんでしょうかね。

○町長（武廣勇平君）

混乱を招いたことはおわびを申し上げさせていただきたいと思います。今のやりとりや経緯の中で、私自身が事実を誤認しております、「古墳公園前」と記載した町民だよりはここで訂正させていただきたいと思います。「都紀女加王墓前」でございます。町民だよりは、後日、誤りがあったことを掲載し、町民の皆様方に混乱のないように努めていきたいと思っております。申しわけございませんでした。

○9番（碓 勝征君）

そこで、これからの古墳公園の維持管理、陵墓につきましては宮内庁ということの管理についてはそのままであるかというふうに思います。奉仕団の皆さんの中で協議をする中で、例えば、陵墓の中の除草作業等なり落ち葉拾いですか、そこら付近の守備範囲と申しますか、宮内庁が全体的な維持管理はされておる。しかし、今回、環境美化なりを目的とした、いわゆる陵墓と公園を守る奉仕団、いわゆる除草、清掃活動が主でございますけれども、宮内庁が管理しておる陵墓の中に入る、何というですかね、幅といいますかね、どの程度まで入り込んでやっていいのか、そこら付近、課長のほうでわかっておれば教えていただきたい。それを受けながら、この奉仕団の皆さんにお伝えをしながら10月に向けて取り組んでいきたいというふうに思いますので、とりあえずは宮内庁が管理しておる陵墓の中に入ったところの範囲と申しますかね、そこら付近わかればちょっとお伺いしたい。

○文化課長（原田大介君）

都紀女加王墓の陵墓の範囲内での作業範囲がどの程度までかということで御質問でございます。

チャレンジ交付金の提案を受けまして、現在、陵墓、都紀女加王墓を管理されております、地元、井手口にお住まいの御陵衛士の方がいらっしゃいますので、その方とまず協議を行いました。協議した結果、作業の内容については、ほかの、いわゆる宮内庁の管轄のところでもそういった地元での美化活動等の奉仕団はあるということですので、やぶさかじゃないという御返事をいただきまして、この話を進めさせていただいております。実際の作業でどこま

で入れるかというまではちょっと打ち合わせてはおりませんが、あとは御陵衛士の委託されている方と協議しながら、作業の範囲内、どこまで入れるかとかいうようなのを詰めていきながら作業を進めていってもらえればと思っております。

以上です。

○9番（碓 勝征君）

例えば、陵墓の中に桜の植樹なども計画していきたいというようなこともございますので、そこら付近の手續等々につきましては、また課長のほうから管理の方との協議をいただき、御指示をいただきたいというふうに思います。

町には、町木としてツバキ、町花としてサルビアがございます。ツバキにつきましては、これは公園にはちょっと無理かなと思いますけれども、いわゆる公共施設周りに植えていただくのも一つの手じゃないかというふうに思いますし、そこら付近はぜひ、町木でございますし、ツバキの取り扱いについてはそういう形で取り組んでいただけたらどうかというふうに思います。

サルビアにつきましては、この公園の中に季節の花々等も取り組んでいきたいというような気持ちも奉仕団にございますので、そこら付近はまた詰めていきたいというふうに思います。

チャレンジ交付金に手續しております、いわゆる環境美化等々につきましてはの取り扱いでございますけれども、条件と申しますか、課長のほうから前段で私もお話をお伺いしましたけれども、いわゆる事業費が当該年度で実行され、次年度に継続をしていくことが条件であるというふうなこともお伺いしております。しかし、奉仕団はそれぞれのボランティア的な精神で取り組んでまいりますので、予算的なやつがなかなか無理じゃなかろうかというふうに思いますけれども、これは当該年度で実施した、例えば、今回のこれにつきましては900千円と町から100千円ですか、こういう内示等々をいただいておりますけれども、これによる継続事業として同額程度のことを次年度以降もやらなければならないのか。そこら付近、ちょっと課長のほうにお伺いしたいというふうに思います。

○文化課長（原田大介君）

経費の面についての御質問でございます。

今回のチャレンジ交付金につきましては、あくまでもこの事業を立ち上げるための出資金といえますか、といった意味合いの県交付金の事業でございます。こういった活動をされますので、当然、例えば、草刈り機の燃料代とか、刈った草の処分代とか、そういった通常経費が、今後、活動を続けていかれる間には発生はしてくると思います。この分につきましても、できる限り、何と申しますか、サポートはさせていただきたいと思いますが、確約はできませんというところで、申しわけございませんが、私の答弁とさせていただきます。

○9番（碓 勝征君）

もちろん継続をしていくことにつきましては、これは今話をしておりますけれども、やぶさかじゃないと。しかし、経費の面等々が若干問題として残りますので、私は今回、ふるさと納税のお話もちょっと聞いておるんですけれども、このふるさと納税の活用も、陵墓と公園、いわゆる町の宝としての位置づけをしながら環境美化に資するというでいくなれば、こういうふるさと納税の活用等々もできるんじゃないかというふうに思いますけれども、ふるさと納税の流れをできたら長のほうから一言いただきたい。

○町長（武廣勇平君）

礎議員の古墳公園についてのお尋ねでございますが、さが段階チャレンジ交付金は、文字どおりさが段階、既設の基盤に、淡水取水していた佐賀平野を電気かんがい基盤整備を行って、その基盤整備から品種改良やら、肥料の改良やら、いろいろ派生的に広がることで大きな発展を遂げるというもので、基本的にはこれまで継続されてきた各団体、地域住民の皆様方の活動を、新規性を加え、さらに発展させ、それまで同様に継続的に行っていくこととございますが、新たな団体を設立する形での試みというものを今回は県のほうでもよしとされて予算がついているものと思っております。

今ちょっと即答はできませんけれども、お尋ねの趣旨はふるさと納税の活用ということでございます。ボランティア団体は町内に数多くございまして、ボランティア団体の横のつながりを持たれておりまして、社会福祉協議会に帰属しながら、幾分かのお金をもとに、幾らかの補助等を受けながら活動されているものと理解しておりますし、慰問活動やら各種イベント、行事等に参加することで、その運営を成り立たせている団体もあるものと承知しております。それらの団体と同じような取り扱い方が必要だという視点を持ちながら、ふるさと納税の活用につきましても考えていければと思っております。

ちょっと答弁になっているかわかりませんが、そのように今は所感として思っているところです。

○9番（礎 勝征君）

この樹木関係、いわゆる課長のほうから維持管理につきましては年4回ですかね、シルバーのほうに云々ということでございます。桜とかツツジの大きな樹木等々もございまして、これはぜひ町のほうで剪定等はやらしてもらわないと、私たちではなかなか手が届かないというふうなこともございますので、そこら付近、よろしくお願ひしたいと思います。

1つ、緑の基金という項目があるようでございますけど、ちょっと産業課長に済みません、事前通告なしのお尋ねでございますけれども、例えば、こういう花等々の取り扱いが緑の基金のほうからできるものかどうか、ちょっとわかればお教えいただきたいと思っております。

○町長（武廣勇平君）

緑の基金につきましては、後ほどその概要について、大まかでございますが、産業課のほうから答弁申し上げていただきたいと思っておりますけれども、先ほどちょっと資料ございません

でしたので、補足してお伝え申し上げますが、ふるさと納税の寄附金の活用につきましては、4分類して、これから示す事業の中からお選びいただいた事業に沿って有効活用していくということでございます。

1つ目が学童教育振興のための事業、2つ目が高齢者の生活を支援するための事業、3つ目が自然環境並びに地域景観の保全及び活用のための事業、4、町長おまかせ、上峰町のさらなる発展に寄与するために必要と判断する事業ということでございまして、先ほど私が申し上げたのは、町長おまかせの分類の中で同等の取り扱いをすべきだという判断をしました。これは4分類のどこに該当するか、さまざまこれから活用の使途を決めていかなきゃいけないときに、議員からの御提案も受けて考えていきたいと思っておりますが、基本的には今回のさが段階チャレンジ交付金で購入されました、物置だったと思いますけど、そういう清掃活動に伴う備品等は最初の初期投資で購入されたものとして出ているわけでございますので、同等の額とはいかないとしましても、活動に伴う、例えば、除草して集めた草をどうするかといったことに対する予算等は検討案に値するんじゃないかなろうかというふうに思っているところです。済みません、割り込みまして。

○産業課長（江崎文男君）

おはようございます。私のほうからは、緑の基金事業について御説明申し上げたいと思います。

緑の基金事業につきましては、各集落からの寄附金ということで行っているところです。上峰町内での寄附金をいただいて、各集落からの寄附金になるんですけども、いただいて、その実績の約75%を上峰町内の緑の基金事業に充てるということになっております。そういう中で、今現在は地区からの要望に対しての事業を行っているところでございますので、そのような団体も対象なのかということは、ちょっとここでは、できるかできないかというのはちょっと調べてみないとわかりませんけれども、今までの実績的には地区からの事業の要望に対してのをやっていたものでございます。そういうふうな団体も対象なのか、それはまた後日調べて御報告したいと思っております。よろしく申し上げます。

○9番（碓 勝征君）

今、課長のほうからお話がありましたことでわかりましたけれども、陵墓なり古墳公園の存在につきましては下津毛地区ということで、もちろん下津毛地区の方も奉仕団には入っておられます。それ以外の地区の方ももちろん入っておるわけでございますので、そこら付近はぜひ拡大解釈をいただきまして、地区からの要望というふうなことで取り扱いをしていただければというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

いずれにいたしましても、この陵墓、古墳公園につきましては、町のメイン通りにございます箇所、いわゆる応神天皇のひ孫である都紀女加王という方の陵墓でございますし、また環境美化ということにもあります、位置的な場所にありまして、メイン通りにあります町の

宝としての取り扱いをぜひぜひ御理解いただきまして、この維持管理につきましては申し上げたとおりの取り扱いをお願い申し上げまして、この項を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

第2番目の項目であります固定資産台帳の整備について、執行部の答弁を求めます。

○副町長（米本善則君）

おはようございます。それでは、私のほうから、碓議員の御質問の固定資産台帳の整備について、要旨、町有資産の抽出作業の進捗はにお答えをさせていただきたいと思います。

まず、固定資産台帳を整備することとなった経緯でございますが、公会計整備の必要性が行政改革の重要方針、これは平成17年12月24日閣議決定されたものでございますが、こういったものの中で示されておりまして、公会計整備を行う、現金の動きや資産の動きを把握し、貸借対照表等、財務書類を作成する必要があるということになりました。そこで、町有資産の把握が必要不可欠ということから、固定資産台帳の整備が必要となっております。また、総務省から配付されるソフトウェアなども活用いたしまして、公会計整備による複式簿記の導入を行う予定となっております。

平成27年度の当初予算におきまして、固定資産台帳整備委託料を認めていただいたところでございます。平成27年5月28日付で、上峰町固定資産台帳作成業務委託を税理士法人諸井会計と契約を締結しております。平成27年7月2日、全体説明会を各課の担当係長等を招集し、実施しております。固定資産台帳の整備が必要となった経緯や固定資産台帳の概要説明、それから今後のスケジュールなどを説明しております。平成27年7月21日から24日にかけて、第1回目の各課ヒアリングを実施し、各課で所有しております土地、建物、それからソフトウェア、備品等の町有財産の抽出作業を行っているところです。また、8月18日、20日には第2回目の各課ヒアリングを実施いたしてございまして、1回目のヒアリングで検討事項になった案件などの再ヒアリングを行ったところです。

今後、作業予定といたしましては、平成28年1月まで月1回程度の各課ヒアリング作業を実施いたしまして、適宜、町有財産に関する書類や情報を委託業者に提供するなどにより抽出作業を継続していくことで、年度内には固定資産台帳の整備を完了していきたいと考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○9番（碓 勝征君）

今回の固定資産台帳の整備につきましては、公会計の整備ということのようでございます。私は町有資産ということでの視点を置きまして、いわゆる町内の町有財産であります建物とか土地、物品等々の、もちろん一覧表的なやつができるかと思っておりますので、そこら付近のそ

それぞれの面積なり、評価額なり、地番、位置というようなこと等々も明細が出るかというふうに思いますので、この抽出作業が終わりましたら、ぜひ一覧的なやつを公表していただきたい。そして、私たち議会とも、町の町有資産の確認と申しますか、共有したいというふうに思いますので、ここら付近の公表をしていただくということで、今年度いっぱいにはということでございますので、そこら付近、公表していただくような取り扱いをお願いしたいというふうに思いますけれども、副町長のほうからもう一度お願いをいたします。

○副町長（米本善則君）

ただいまの御質問につきましては、公表することで、またこちらのほうも準備を進めていきたいと考えております。なかなか町有財産の価格といいますか、評価額を決めるというところはかなり難しい部分も出てきていると聞いておりますので、その辺も他市町なりの取り扱いも参考にしながら取り組んでいきまして、皆様方に公表していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（大川隆城君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に進みます。

第3番目の項目であります請願道路について、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

9番区議員の請願道路についての坊所、三上地区道路整備の改良計画の進捗はということでございます。

この件につきましては、議員おっしゃりますとおりに長年の懸案道路でございまして、以前から議会前ごとに質問を伺っているところでございます。町といたしましては、補助率の高い防衛関係の補助でと考えている状況につきましては変わっておりません。この交差点改良だけの、変則5差路整備ということだけの防衛の補助採択につきましては、なかなかのことが困難ということの状況でございまして、町といたしましては、この交差点を含むところでの町道下津毛三田川線と、それから三上北南北1号線、南北の道路でございしますが、そのところを含めたところでの緊急避難道整備計画に向けてのということで、先般、6月1日でございました、九州防衛局のほうに要望をしまいいりました。また、同月に目達原駐屯地並びに熊本の陸上自衛隊西部方面総監部へも協力要請をいたしたところでございます。さらに、議員おっしゃいましたとおりに行政報告でも示しておりますが、7月21日、22日にかけて、議会議員の方々にも御同行いただきまして、防衛省、それから国土交通委員会の委員長、それから地元国会議員の先生方へも要望をしまいいり、大変御理解をいただいたところでございます。

今後につきましても、引き続き鋭意、福岡でございしますが、九州防衛局と協議を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（碓 勝征君）

この道路につきましては、平成23年8月に同僚議員なり、それに地元の区長さん等々で請願を発議したわけでございますけれども、年数がたつてまいっております。この請願書の中身を、請願理由をちょっと見てみますと、いわゆる変則5差路の交差点の中に鋭角な地点があると。非常に見通しが悪く、交通事故等々が多発していると。次に、小・中学校の児童・生徒の通学路であり、歩行者及び自転車が同じ歩道を通行するため、接触事故等の危険性をはらんでいると。それから、道路幅が狭小のため、通学福祉バスが平井医院のほうに運行できない。高齢者の方々につきましては、タクシー利用等々で不便な状況下にあると。4つ目に、道幅が狭いために、いわゆる町の避難道路にたどり着くまでが困難と考えられるというふうなわけで、請願理由はこの4点がございまして請願をいたしておるということでございます。申し上げたとおり、もう非常に危険をはらんだ、いわゆる4本の町道が交差しているということで、長年の懸案道路であると。しかも、東から、東県道よりの通り抜け道路として、朝夕はかなりの通行量が多いというふうな状況で、非常に混雑するし、危険性があるということでございます。

この請願に伴いまして、賛同者の方も、町内外の374名有余の方の賛同もされておりますし、地域の周辺の皆様方からの声も、まだできないのか、まだ取りかかりができないのかと、そういう強い要請等々が継続して起きて、お話を聞くわけでございます。今、課長がおっしゃったように、あの箇所だけでの補助事業としての取り扱いは厳しいような状況下にあるということは承知をいたしております。おっしゃったように、緊急避難道路的に、いわゆる町道下津毛三田川線をメインとしての改良工事ということなり、それから三上地区は北の道路等々も含めての取り扱いも当然考えられると思います。そういうことで、いずれにいたしましても、この取り組みですね。取り組む姿勢も、もちろん計画等々もございましょう。前段では3案の、いわゆる改良案が設計されておるということでございます。この取り扱い、整理については、今現在どういうふうになっておるのか、その辺のちょっと説明をいただきたいというふうに思います。

○建設課長（白濱博己君）

この交差点改良ということでの設計ということで、実は平成24年度に概略設計ということで、これは議員御承知の3案というふうな案を示し、平成25年度の1月に開催された振興常任委員会で3通りの案ということでお示しをいたしました。結果的なことで、経済的な効果の分、それからまた事業性の家屋がかからないところでの案なり、また財政等も含めまして、3案といたしますか、図面的にはちょっと済みません、ここでお示しできておりませんが、3案で、その事業費といたしましては58,000千円。最も経済性にすぐれると。ただ、地権者につきましては、13名の地権者の用地買収が必要というふうなことで、この案につきましては、

今現在、当時も議会からこの案を進めてくださいというふうなことの答申等もいただいております。現在の案につきましてどうかということでございますが、緊急避難道路の整備計画をもつての道路改良につきましては、この案を含めての設計を今後していったらどうかというふうなことで私的には思っておるところであります。この案が絶対的なものかということになりますと、考え方も変わるところもある場合につきましては、また議会のほうと協議しながら検討していきたいということで考えております。

以上でございます。

○9番（碓 勝征君）

いずれにいたしましても、この町道、本当に皆さんが待望されておる道路だというふうに思います。通行するたびに、四方八方を確認しながら通行しなければならないという、本当に気を使つての通行というふうに思われている箇所でございますので、ただいまの3案につきましては、もちろん25年1月にお示しをいただき、私たちもちょっと見させてもらいましたけれども、なかなかこの3案の中身につきましても問題点等々があるようでございますので、ここはしっかりと再度よく、もちろん緊急避難道路等々の絡みがございますから、そこら付近、あわせてチェックをしていただきながら取り組んでいただきたいというふうに思うわけでございます。いずれにいたしましても、大型事業になりましようから、補助率の高い省庁よりの事業採択を求めていただきたいというふうに思います。

何度も申しますけれども、本当にこの道路は長年の、まさに懸案道路ということはもう御承知のとおりでございますので、しっかりと案づくりなり、皆さんの御意見等々も聞いていただきながら進んでいただきたい。さらに、三田川のほうを見れば、吉野ヶ里町を見れば、いわゆる本当に三田川のほうは整然と西のほうにきちっと整備をされていっておるということで、我が町につきましては、東に来れば見劣りがしておることは事実でございますので、ここら付近はしっかりと課長のほうで、案づくりのときには吉野ヶ里町の東西と見劣りのしないような、そういう設計等々も案づくりをしっかりといただきながら、もちろん三上の北道路の問題もございますので、あわせてしっかりとここら付近はぜひ推し進めていただきたいというふうに思いますので、最後に長のほうから一言いただきたいと思っております。

○町長（武廣勇平君）

ただいま議員からも声をいただきましたけれども、これまでどおり町としては、財政面からしますと補助率の高い防衛関係の補助でと考えている状況は変わっておりません。先ほど担当課長が申し上げたとおりでございます。今後も陳情、要望等を重ねながら、その間にしっかりと、どういう路線が適当か、議会の御意見も頂戴しておりますので、鑑みながら、状況が随分変わったこともございます。財政状況も随分改善したことは先ほど冒頭に言われたとおりでございます。どのような路線が適当か、私どもも判断していきたいと思っております。

○議長（大川隆城君）

以上で9番議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。会議の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、10時35分まで休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

日程第2 議案第42号

○議長（大川隆城君）

日程第2. 議案審議。

議案第42号 上峰町総合計画審議会条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第42号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第43号

○議長（大川隆城君）

日程第3. 議案第43号 上峰町国際交流推進委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（寺崎太彦君）

この上峰町国際交流推進委員会のメンバーは何人ぐらいおられて、この委員会の活動内容をお示しく下さい。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

委員としては11名になっております。

活動の内容ですが、活動については町長の諮問に応じて上峰町が行う国際交流に関する事業を審議しております。

以上でございます。

○5番（寺崎太彦君）

具体的に、最近何かされたということはあるでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

これは全般的に委員会、審議会を見直しております。

諮問に応じて行うべき審議会、委員会につきましては、諮問があるときに行うということに改めることで、これまで特に教育委員会はさまざまな委員会等の開催で夜まで残って仕事をしなきゃいけない環境があるということを知っていました。必要なときに適宜招集するというごさいます、近年は国際交流事業復活をしておりますし、中学生の交流についての報告会を以前は行ってました。

今後、皆様方から交流推進委員会でこういったことが課題であるであったり、展望等をいただければ、その都度招集することを考えていきたいと思っております。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

まずお尋ねでございますが、議案第43号の中で、第7条中、企画課をまち・ひと・しごと創生室に改めると、こうなっております。このことについて、御質問はよろしゅうございませうでしょうか。

○議長（大川隆城君）

今、そのことで改正条例が提案してありますので、どうぞ。

○8番（吉富 隆君）

それでは、お尋ねをさせていただきます。

新たな企画課からまち・ひと・しごと創生室を設置されまして、本当に行政としては今後目玉である地方創生、また、ふるさと納税問題等々をこの創生室でとり行われるだろうというふうに僕は思うんですが、その内容として、まず、ふるさと納税の件でございますが、さきの7月24日の臨時議会で補正をされまして、本当に2,000千円程度の予算で足りるのか足りないのか、1点お尋ねをしたい。

と同時に、町長からの報告を聞きますと、非常に反応がいいという話もございませう。そういった中で、本当にスタッフの人は今の体制で足りるのか足りないのか、予算は今後どのようにされるのか、まずお尋ねをしたい。

○町長（武廣勇平君）

吉富議員から御心配の声をいただきました。いち早くそういう懸念の声を上げていただいて、私も大変感謝しております。

今、大変混雑しておりまして、けさ方で1,257件、25,470千円の寄附額が入っているというごさいます、連日、23時を超える仕事になっているというふうに、まち・ひと・しごと創生室では聞いております。よって、ちょっとそういう対応を直ちに行わせていただ

きたいと思っております。

詳細につきましては、創生室長のほうからお答えをいたします。

○議長（大川隆城君）

8番議員にお伝えします。

今、予算関係に触れられましたけれども、この43号の中では、企画課をまち・ひと・しごと創生室に課の名称を変えるということでの議案でございますので、予算関係につきましては、後もって予算関係の質疑の中でしていただきたいと思っております。

○8番（吉富 隆君）

大変申しわけございません。本当に今後、町の財政等々によっては目玉であろうと考えたもんですからここで質問させていただきましたが、私の勘違いで大変申しわけなく、深くおわびをさせていただきたいというふうに思います。

新たな課の設置ということでございます。今後につきましても、一生懸命この財政確保のために御尽力を賜りたいというふうに思います。

後で予算関係のところでも質問させていただきますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第43号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第44号

○議長（大川隆城君）

日程第4．議案第44号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（原田 希君）

済みません、44号、1点ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

44号に関しましては、通知カードの再発行手数料、それから番号カードの再発行手数料を加えられるものとなっておりますけど、通知カード及び番号カードの再発行でなくて発行の手数料というのはかからないのでしょうか。

○住民課長（福島敬彦君）

原田議員の御質問でございます。

まず一番初めに、今回、法整備されましたマイナンバー制度におきまして、まず通知カードの発行でございます。これは10月から随時、郵送にて世帯単位で発送ということで、このカードについても、まず国のほうから発送される段階では無料でございます。ただ、その通

知カードにつきましても、自分のお手元に届いた後、住民異動等が今後伴っていくにつれ、そのカードも人についてまいりますので、そのカードについて、例えば、転入時点でなくしましたということであった場合は、通知カードについて500円の再交付手数料が必要ということになります。

次に、個人番号カード、これは通知カード発送時に同封されました申請の用紙が国のほうから一緒に同封されてまいります。その同封されてまいりました申請をされた方につきましては、個人番号カード、要するに今度はＩＣチップが入った公的個人認証を兼ねたカードが28年1月から交付をされるということになります。その最初の交付につきましては、無料でございます。ただ、そのＩＣチップを兼ねました個人番号カードを万が一なくされたというときにつきましては、800円の再交付手数料が必要になってくるということでございます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第44号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第45号

○議長（大川隆城君）

日程第5．議案第45号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

9ページの14、公共施設整備基金で3,000千円の補正が上がっておりますが、この公共施設整備基金というところの中身なんです、これは公共施設の整備全てに目的で使用されると思うんですが、私の考えるところによりますと、小・中学校の校舎の改築の時期がそろそろ来るんじゃないかと思うんですが、やはり小・中学校の目的基金をつくって、ある程度計画的に積み立てていかないと、相当の金額が要るんじゃないかと思うんですよ。

ですから、この公共施設という漠然とした基金じゃなくて、小・中学校の改築基金という目的基金で積み立てていくべきじゃないかというふうに思うので、それに関連してなんですが、小・中学校の建設から今までの経過年限、耐用年数等を考慮して何年ぐらいには改築の時期が来るということをまず教えていただきたいと思います。

○副町長（米本善則君）

今、台帳整備のほうをやっておるといふ御説明を先ほどさせていただいたんですけれども、こちらのほうの整備を進めた上で、今、議員御指摘の件については検討していきたいと考えております。

○2番（吉田 豊君）

それで十分期間的には間に合うという前提に立たれておるということで解釈していいんですか。

○副町長（米本善則君）

一応、今年度中には台帳整備のほうは進めたいということで、先ほど御説明させていただいておりますので、近々という形で検討していくことになるかと思えます。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（寺崎太彦君）

同じく9ページの総務費の一番上の負担金補助及び交付金の中のふるさと回帰支援センター会費50千円とありますけれども、これは多分ここに登録、利用のことであろうと思えます。よって、この登録されて、今後、首都圏で上峰町をどのようにPRしていくか、その計画を教えてください。

○町長（武廣勇平君）

移住支援にはさまざまなやり方がありますが、とある町ではセミナー等を開きながら、町内の雇用を促進する、移住を含めた雇用促進を行うためのセミナーを開催されたり、あるいは本町ではいろんな採用枠を持っておりますので、そうした際に活用したり、あるいはこれから地方創生の事業の中で組み合わせも検討しながら活用していきたいと思っております。

首都圏にこうしたきっかけポイントを持たないと、実際採用する際だけでなく、さまざまな面で、今後、都会から地方への人の流れをつくっていく上では不自由さを感じておりましたので、1つに限定するこの回帰センターの活用ではなく、さまざまな面で活用できるものですから、今後、検討を加えて活用していきたいというふうに考えているところでございます。

○5番（寺崎太彦君）

この前、議会広報の研修会に東京に行ったとき、その折、ここに実際研修に行っていました。

ここは日本全国、パンフレットをずらっと置いて、土、日、祝日になると、そこの地方のPRとかされておるということをお聞きしましたので、ぜひとも首都圏に上峰町をPRできて、興味を持ってもらうよう努力してください。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

16ページの土木関係のところをお願いします。

一番下の款の8の土木費で、道路維持費に3,300千円の補正がなされておりますが、この合計で60,000千円の道路維持費という形で計上なされておりますが、これに対する計画路線と事業費がわかれば教えていただきたいと思います。

その質問の趣旨は、以前は工事費の設計は機械器具の損料計算をしておったと思うんですが、現在はほとんどがリース料で計算していると思うんですね。貴重な財源ですから、私はリース料で計算すると相当の金額が安く設計上、積み上がってくると思うんですよ。だから、そういうふうにするべきじゃないかということも兼ねていますので、ちょっと大変面倒かと思うんですが、60,000千円の内訳、計画路線と概算事業費、わかる範囲内で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○建設課長（白濱博己君）

まずもって、今回の補正額、道路補修等の3,000千円の件でございますが、この件につきましては、中学校の正門から東のほうに出て交差点までの区間が大変道路が荒れております。十字路はカラー舗装しておりますが、そこら辺の安全対策も含めて、舗装の改修工事をする分で延長40メートルの分の3,000千円でございます。

あと、17ページに300千円、これは道路の補修等ということで、砂利散布、アスファルト材ということで、職員が直接している分の資材でございます。よろしくをお願いします。

それから、道路の維持費として60,000千円、この件につきましては、具体的に工事の維持費の分につきましては年間10,000千円でございます。今回、この舗装の3,000千円を追加し、もし採択いただけるならば13,000千円ということでの舗装の計画でございますが、現在につきましても、全体的な計画としては、以前、先般、道路の世情調査をして、今回、集落を中心に、本当に補修をしなければならぬ路線等も含めて計画を持っておるところでございますが、まだ全体での整備ができない状況なものですから、今後とも予算獲得に向けて努力をしてみたいと思います。

それから、設計ということで質問が出ました。この件につきましては、以前、外注をしておりましたが、今はその積算システムのリースを利用いたしましての分でございます。以前は損料ということでございますが、今現在はシステムリースということで、委託での機械器具等をシステムを使いまして職員が直接設計し、設計額によっての入札というふうなことであると思います。今後につきましても、その利用につきましてはさせていただきたく思っておるところでございます。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

参考までに結構ですから、一回損料計算をしてみてくださいよ。かなりの差が出ると思うんですね。だから、限られた財政の中でより多くの工事をするという形になれば、やはり低

額の積み上げができるような設計のシステムを私は使うべきだと思うんですが、それに対してはいかがでしょうか。

○建設課長（白濱博己君）

この件につきましては、県内市町、ほとんど同一的なシステムを使っておりまして、その件につきましては、また県なり機構なりということで設計システムの会社のほうに今後お聞きをし、またその詳細につきましては御報告を申し上げたいと思います。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

いや、よそがやっているからどうだこうだじゃなくて、どれぐらい差があるのかというのをやっぱり建設課長みずからが積算して、その数字を確認すると、やっぱりそのシステムを使うよりも手前で実際の単価の積み上げによる損料計算のほうがかなり安くなると思うんですけど。だから、全てじゃなくて参考までにしてみてくださいよ、どれぐらい違うのか。それを町長に報告して、今後どういうふうな形でいくのか、町長の決裁をもらわれて仕事をやっていくべきだと私は思うんですが。

○建設課長（白濱博己君）

御指摘の分につきましては、今後そういう積算なり比較検討をしながら、また町長のほうにも報告し、判断を仰ぎたいということで考えています。（「よろしく願います」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

20ページの文化財保護関係ですが、実は3月定例の当初予算の折に、用地取得の関係で私がいろいろと意見を申し上げましたが、その後、地権者の方から、おまえが反対しとるてやろうという形で私に直接言われた方がおります。私は用地取得に対しては反対していませんよと。ただ、単価の積算で問題があるからということで単価の見直しを要求したことであって、用地買収そのものに反対はしていませんということなんですけど、現在、どのような用地交渉の段階にあるのか。それを、ちょっと直接議案には関係ないですが、文化財保護の関係のところでお尋ねをしたいと思います。

○文化課長（原田大介君）

先ほど議員の御質問、ことしの公有化の単価についてでございます。

今、進捗状況といたしましては、第1回目の地権者さんへの説明会を7月5日だったと思いますが、しております。それから、現在は土地鑑定委託の委託作業に入っております、契約を8月末ぐらいで、ちょっと日にちは覚えておりませんが、契約をしております。9月いっぱいに一応、買い上げ単価を出していただくということで、今、作業を進めてもらって

いるところでございます。

それにつきましては、議員さんからの御指摘もありましたので、適正な価格を出していただくようお願いはしているところでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

じゃ、教育委員会のほうから、私が反対しているということは一言も言っていないということなんですか。

○文化課長（原田大介君）

そのようなことは申しておりません。

○2番（吉田 豊君）

これは水かけ論になるので、深く追及はしませんが、少なくともそういうふうに言われた私の立場から考えますと、それに近いような、におわせた発言があったんじゃないかというふうに思いますので、今後、発言に対しては十分注意をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（原田 希君）

9ページ、款の2、項の2、目の1、節の13. 委託料の説明のところの軽自動車検査情報連携対応業務委託料594千円、この説明をお願いします。

○税務課長（坂井忠明君）

こちらのほうの予算につきましては、改正後の28年度軽自動車税課税に対応するための基幹系システムの改修費用となっております。

御案内のとおり、軽自動車税が平成28年度から税率のほうが非常に複雑化してまいりまして、こちらの課税をするに当たって、車検証の情報、これまでとかなり情報量が違ってまいりますが、そちらのほうを課税システムのほうに取り込むというための基幹系システムの改修費用となっております。鳥栖広域のクラウドセンターのほうで扱っておりますが、そちらのほうに支払う経費ということでございます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（碓 勝征君）

19ページをお願いいたします。

一番下の委託料の中で、町民センターの絡みでございますけれども、ちょっとお尋ねでございます。

町民センターの南側の塗装関係はきれいにできているようでございますけれども、いわゆる20年経過ということで、北側面の壁体が非常に殺伐と申しますか、色ぐあいがよくないように見えますけれども、北側の壁体の塗装を塗りかえるという計画はございませんか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

御質問ありがとうございます。

北側の壁体についても今後、塗装ということで提案を受けております。教育委員会としてもその方向で計画を立てていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第45号の質疑を終結いたします。

次に進みます。

日程第6 議案第46号

○議長（大川隆城君）

日程第6．議案第46号 平成27年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第46号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第47号

○議長（大川隆城君）

日程第7．議案第47号 平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第47号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第48号

○議長（大川隆城君）

日程第8．議案第48号 平成27年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第48号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第49号

○議長（大川隆城君）

日程第9．議案第49号 平成27年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第49号の質疑を終結いたします。

次に進みます。

お諮りをいたします。日程第10に入る前に、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号は、それぞれ決算認定の件であります。5議案につきましては、一括審議としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、5議案につきましては一括審議といたします。

日程第10～第14 議案第50号～議案第54号

○議長（大川隆城君）

審議に入る前に、監査委員による平成26年度各種会計決算審査報告を求めます。

○監査委員（吉田 豊君）

皆さんこんにちは。それでは、私のほうから平成26年度各種会計決算審査の報告をいたします。

決算審査意見書の1ページをごらんください。

平成26年度歳入歳出決算審査の概要

1. 決算審査の対象

- (1) 平成26年度上峰町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成26年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成26年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成26年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算

2. 審査の期日

平成27年7月29日から8月5日まで（実質5日間）

3. 審査の総括意見

- (1) 平成26年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、計数は正確で関係帳票、証拠書類も整備され、歳入歳出差引残高は、照合の結果正確であることを確認した。

(2) 予算執行については、効率的執行に努力していることは認めるが、町条例及び規則の規定を十分にふまえ、さらに正確かつ適正な執行に努められたい。

(3) 決算からみた本町財政状況を指数別に検討すると、本年度の財政力指数は、0.60で前年から0.02ポイント上昇している。

経常収支比率の目安としては75%未満が望ましいとされており、比率が低いほど弾力性がありその余力は住民福祉向上のための建設事業などの経費に充当が可能となる。本町の場合、前年度90.5%、本年度97.5%であり7.0ポイント上昇している。この要因としては、地方交付税及び町債の減収が挙げられるが、依然として厳しい状況が続いており、今後もこの点を充分認識してその改善に努力しなければならない。

実質公債費比率の早期健全化基準は、25%となっており、本町の場合は、前年度19.1%、本年度17.3%で1.8ポイント低下しており、一定の改善がなされている。今後は、公債費の割合は微減していく見込みであるが、これまで同様に行財政改革の取組みを継続していくことが必要である。

あとのページについては、お目通しをお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（大川隆城君）

ただいま吉田豊監査委員より平成26年度各種会計決算審査の報告をしていただきました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。質疑の途中ではございますが、日程第10から日程第14までの各種決算認定につきましては、委員会条例第4条の規定により、10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審議とすることにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号から議案第54号までの各種決算認定につきましては、10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審議とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま決定いたしました決算特別委員会につきましては、委員長に碓勝征君、副委員長に原田希君を選任したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、委員長に碓勝征君、副委員長に原田希君が選任されました。皆様方の御協力を重ねてお願いを申し上げます。

ただいま委員長に選任されました碓勝征委員長は登壇をしていただき、御挨拶をお願いいたします。

○決算特別委員長（碓 勝征君）

ただいま議長のほうから御紹介をいただきました決算特別委員会委員長に指名されました碓勝征でございます。原田副委員長ともどもよろしくお願い申し上げます。

昨年に引き続き委員長に御指名いただきました中で、今、監査委員のほうから御報告がありましたとおり、経常収支比率は97.5%、実質公債費比率は17.3%となっており、まだまだ厳しい財政状況でございます。議員の皆様には慎重審議をしていただき、中身の濃い決算特別委員会にしたいと思っておりますので、御協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、執行部の皆様方にも、ぜひとも答弁はスムーズにできるようお願いを申し上げます。就任の御挨拶といたします。

○議長（大川隆城君）

ありがとうございました。

次に進みます。

日程第15 議案第55号

○議長（大川隆城君）

日程第15. 議案第55号 上峰町防災行政無線施設（同報系）整備事業の請負契約の締結について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（井上正宣君）

この防災行政無線施設の概要について、どのような方式でこれだけの事業予算を投入するかということで、図面なり何かあれば概要を公開してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（北島 徹君）

全体のシステム系統図というものがございしますが、ちょっと時間をいただければ、今すぐであれば、今コピーをしてまいります。いかがいたしましょう。（「システム図があれば」と呼ぶ者あり）今すぐですね。（「はい」と呼ぶ者あり）議長、少しよろしいでしょうか。

○議長（大川隆城君）

じゃ、お願いします。少しお待ちください。

○総務課長（北島 徹君）

それでは、この図面を少しだけ御説明させていただきたいと思っております。

システム系統図の左側、操作卓制御盤装置というものでございますが、こちら辺が庁舎に設置をいたします。予定では、201会議室を改造いたしまして、そちらのほうに設置をする予定にいたしております。それが親局というふうになってまいります。それから、一番右側の子局設備でございますが、これがいわゆる一般的に一番多い事例としましては、公民館の敷地にポールを立てまして、スピーカーを設置して、そこから音声を流すという装置でございます。あとは、そこに及ぶ図面で書いてありますが、そのほかに戸別受信機というものがございまして、防音区域に入っているところにつきまして、希望があるところについてはこの戸別受信機を設置するという形にしております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

7番議員、よろしゅうございますか。

○7番（井上正宣君）

はい、了解。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

今、システム系統図をいただいたんですが、私が住んでおる上坊所地区の今の放送施設でなかなか聞きづらいからということで区長に申し上げたときに、この防災無線を整備するとよく聞こえるようになりますよというふうな回答があったんですが、今聞きますと各公民館にこの子局の設備をするという形で、現在と余り変わらないような状況かなと思うんですが、例えば出力が今のスピーカーよりも高くなって、広範囲に聞こえるとかというふうなことがあるんでしょうか。

○総務課長（北島 徹君）

大変申しわけございません。

私の説明が少し言葉足らずで申しわけなかったんですが、一例として、公民館という敷地のほうに立てるのが一番多いということでございまして、実際には伝搬調査をしております。要するに、どういうふうに伝わるか。予定として、例えばA地点、B地点、C地点、まあこちら辺でいいだろうというところで想定して、そこで音を出した場合に、例えばどのエリアまで伝わるかという調査をずっとしております。ですので、そういう意味で区長さんは言われたというふうに思います。

それからもう1つ、その性能でございますけれども、性能については当然よくなっておりますし、また設置した後も確認をしながら行っていくということでございます。

よろしく願います。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（田中静雄君）

この防災無線ができた暁には、現在それぞれ各地区で使われている放送設備が要らなくなるんじゃないかと思います。その撤去なんかは、費用は補助とか何か出す予定があるんでしょうか。

○総務課長（北島 徹君）

今現在、その各地区でお持ちの設備について、撤去ということに関してまでちょっと検討はいたしておりませんが、一応、防災行政無線についてはデジタルでございまして、各地区の今お持ちの放送設備はアナログだと思いますので、そこら辺は少し時間をかけた後、調整した後、撤去なりなんなりというお話になると思いますので、少し時間がかかるということで御承知をいただきたいと思います。

以上でございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（原田 希君）

この戸別受信機ですけど、設置に当たっての受益者の負担というのはあるんでしょうか。

○総務課長（北島 徹君）

負担はございません。

○4番（原田 希君）

そしたら、404台で大体対応できるということでよろしいですか。

○総務課長（北島 徹君）

先ほど申しあげましたように、そのようにしております。

もし、これを超えるようなことがあれば、そのときに考えるということでございますが、事前調査の結果、この個数でということになっております。

以上でございます。

○4番（原田 希君）

先ほどの説明では防音工事をされているところが対象ということでしたけど、一般質問の中でも出ていましたけど、高齢者のひとり暮らしの方とか、そういった放送が風とかで聞こえにくいという場合、整備の終わった後に、うちにも戸別でできないだろうかというようなことも想像できると思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○総務課長（北島 徹君）

そこら辺は柔軟に対応したいというふうに思っておりますし、障害者の方につきましては、この数字の中に入っております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（寺崎太彦君）

この入札状況がわかればお示してください。

それと、以前、一般質問でこの防災行政無線で町のお知らせ等ができるかと聞いたときは、ちょっと当局と話し合わないと放送できるかわからないと以前お答えいただいたようなので、その答えをよろしく願いいたします。

○総務課長（北島 徹君）

入札状況でございますが、8月21日金曜日、午前中に行っております。入札に参加した業者は6者ということでございます。

それから、先ほどの放送に使えるかというお話でございますが、あくまで防災無線という形をとっておりますが、御存じのように、同じ補助金でつくった吉野ヶ里町の使い道は御存じだと思いますので、あのようになるということで、ちょっと今のところは御勘弁願いたいというふうに思います。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第55号の質疑を終結いたします。

日程第16 議案第56号

○議長（大川隆城君）

日程第16. 議案第56号 上峰町議会会議規則の一部を改正する規則。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第56号の質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議事の都合によりまして、9月10日は休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、9月10日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。
これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。

午前11時25分 散会